

子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しの流れ

(教育・保育)

見直しの要否の基準 【P2】

平成 28 年 4 月 1 日時点の支給認定区分ごとの子どもの「実績値」が、計画における「量の見込み」よりも 10%以上のかい離がある場合には、原則として見直しが必要となる。

- ※10%以上かい離とは？
- ・実績値／量の見込み \leq 90%
 - ・実績値／量の見込み \geq 110%

見直しの手順 【P3～P4】

(1) 「実績値」の把握

- < 1 号認定子ども > → 新制度に移行していない私立幼稚園の実績も含める
- < 2・3 号認定子ども > → 認定実績を「実績値」とすることが基本

(2) 「実績値」と「量の見込み」との比較

見直しの要否の基準に照らして見直しが必要と判断した場合、見直し作業を行う

(3) 要因分析及び補正

- ① 「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」における量の見込みの算出の考え方

(計画策定当時)

「量の見込み」の計算式

$$\text{①「推計児童数」} \times (\text{②「潜在家庭類型」} \times \text{③「利用意向率」}) = \text{「量の見込み (人)」}$$

※平成 25 年度にニーズ調査を実施し、その数字を基に平成 26 年度に計画策定

「実績値」と「量の見込み」との間にかい離が生じている場合の主な要因は以下の 2 つ

(ア) ① 「推計児童数」について

推計時に想定できなかった事情により、児童数自体が増大している

- 例) ・大規模マンションの建設による就学前児童数の増加
 ・出生数の増加 など

(イ) ② 「潜在家庭類型」および③ 「利用意向率」について

推計時の予想を超えて、教育・保育のニーズが高まっている

- 例) ・専業主婦 (主夫) 世帯から共働き世帯への移行
 ・幼稚園における預かり保育の活用により保育認定を受けられる保護者が幼稚園を利用するケースの増加
 ・保育の必要性の認定事由の明確化や保育所整備の進捗等に伴う保育の利用意向の上昇 など

②中間年における「量の見込み」の見直しの考え方

(中間年における見直し時)

「量の見込み」の計算式

$$\text{①} \text{ 〳} \text{ 「補正後の推計児童数」} \times \text{②} \text{ 〳} \text{ 「支給認定割合」} \\ = \text{「見直し後の量の見込み (人)」}$$

※中間見直し時においてはニーズ調査までは要しない

(計画策定当時)

①「推計児童数」

最新の諸情勢を踏まえて再度推計を実施して数値を補正

→ ① 〳 「補正後の推計児童数」

②「潜在家庭類型」・③「利用意向率」

直近の数字である平成 28 年 4 月時点における 1 号～3 号の支給認定区分ごとに、児童数に占める支給認定子どもの割合の数値をもって代替することを基本に、下記の「支給認定割合の補正の考え方」に記載の要素を加味して補正

→ ② 〳 「支給認定割合」

見直しの方法 【P5～P8】

(1) 推計児童数

(i) 社会増減による場合

(ii) 自然増減による場合

(iii) 既存データの活用

→ 市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時の既存データを活用しても差し支えない

(2) 支給認定割合の補正の考え方

(i) 考え方

支給認定割合の補正に当たっては、平成 27 年度・平成 28 年度のトレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえることが必要

(ii) 1 号認定子ども

<計算式イメージ>

補正後の 1 号認定子どもの割合

$$= (\text{1 号認定子どもの実績値} - \text{女性の就業増加に伴う補正值}) \div (\text{実績値に用いた時点の 3 歳以上の小学校就学前子ども数})$$

(iii) 2号認定子どもの支給認定割合の乖離の要因分析・補正

<計算式イメージ>

補正後の2号認定子どもの割合

$$= (2号認定子どもの実績値 + 認定事由に基づく補正值) \div (実績値に用いた時点の3歳以上の小学校就学前子ども数)$$

(iv) 3号認定子どもの支給認定割合の乖離の要因分析・補正

<計算式イメージ>

補正後の3号認定子どもの割合

$$= (3号認定子どもの実績値 + 認定事由に基づく補正值) \div (実績値に用いた時点の3歳未満の小学校就学前子ども数)$$

(3) 補正後の「量の見込み」の算出(総括)

→ 平成30年度・平成31年度の「量の見込み」を算出
P8の入力シートのとおり

(地域子ども・子育て支援事業)

【P9～P10】

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行うこと。

○放課後児童クラブ

→ 利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ見直し

○延長保育事業・病児保育事業

→ 保育所等の整備量の拡大に応じ見直し

○一時預かり事業

→ 一時預かりを行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭類型の割合、専業主婦(主夫)家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直し

○上記以外の地域子ども・子育て支援事業

→ 事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直し

(今後のスケジュールについて)

【P11】 坂井市では6月上旬に第1回会議、必要に応じて7月～8月に第2回会議